

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報告番号：報告監7の第17号

監査の対象：令和6年度監査委員監査 障がい児支援に係る給付費等の支給事務

所管所属：西淀川区役所

通知日：令和7年5月20日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1 (2)	<p>障がい児通所給付費等の更新支給申請時における支給決定の判断記録について改善を求めたもの</p> <p>西淀川区役所において、障がい児通所給付費等の更新手続で、引き続き「児童福祉法における障がい児支援にかかる給付費等の支給事務取扱要綱」の別表の範囲を超える支給量を必要とする理由などを支給決定決裁に記録していないものがあった。</p> <p>【指摘事項】 西淀川区役所は、障がい児通所給付費等の更新支給申請時における支給決定の判断過程を適切に記録する仕組みを構築し、運用されたい。</p>	<p>令和7年1月6日から、次のように取り扱うこととし、受付時の聴取及び勘案事項整理票への記載の方法を朝礼時に関係職員に周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者は、更新の申請があった場合でも、勘案事項等（別表の範囲を超える支給量を必要とする状況を含む。）を聴取し、勘案事項整理票に記録する。 ・事務担当者は、窓口担当者の聴取をもとに勘案事項整理票の担当者の所見・見解等を記入し、勘案事項を踏まえた支給量等を決定する決裁を作成する。 ・決裁者は、支給決裁時に、障がいや家族の状況及び担当者の所見等が記録されているか、真に必要な支給量が決定されているか確認を行う。 <p>人事異動に伴い、今回の監査の指摘事項について、課長級の引継書に記載し引き継ぐとともに、上記内容を記載した「障がい児給付に係る注意事項」を作成し、令和7年4月7日付で課内に改めて周知した。</p>	措置済	令和7年4月7日